

平成 18 年 6 月 23 日

各 位

西 日 本 シ テ ィ 銀 行

不祥事件の発生について

この度、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的に大きな役割を担い、信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を再度招いたことについて、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様を始め、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客様に深くお詫び申し上げます。

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の確立に努めておりますが、今般の不祥事件発生を厳粛に受けとめ、内部管理態勢の一層の充実・強化と、早期の信頼回復に向け全行を挙げて取組んでまいります。

記

1 . 事件の概要

1 - 1

当 事 者	当行甘木支店に勤務していた営業担当の元行員（男性 36 歳）
発 生 支 店	甘木支店（朝倉市）
発 覚 の 端 緒	平成 18 年 2 月 1 日、営業課長が元行員の担当していた融資先を訪問して、融資に関する確認を行った際、過去の返済資金に不明確な点があったため行内調査を行った結果、元行員が他の顧客の預金を、当該融資先の返済に流用していたことが判明した。
発 生 期 間	平成 17 年 8 月～平成 18 年 2 月（6 か月）
被 害 金 額 等	着服累計金額：14,012,057 円（3 先） 累計金額のうち 4 百万円（2 先）は、17 年 9 月に融資先からの返済により補てんされていたため、発覚時の被害金額は 10,012,057 円（1 先）
被 害 弁 済	上記被害金額については、全額弁済を受けております。
流 用 の 経 緯	元行員は、平成 17 年 8 月と 10 月に、2 軒の担当していた融資先から、融資の返済期日当日に「返済できない」旨の連絡を受けて対応に窮し、担当する別の顧客を偽って預かった払い戻し請求書で預金を払い出し、当該融資先の返済資金に全額流用していた。

当 事 者	当行中間支店に勤務していた窓口担当の元派遣社員（女性 43 歳）
発 生 支 店	中間支店（中間市）
発 覚 の 端 緒	平成 18 年 6 月 1 日、元派遣社員が、定期預金を作成すると言ってお客様の自宅から現金を持ち帰った件に関して、中間支店にお客様より問い合わせがあったため、行内調査を行ったところ、元派遣社員が定期預金を作成すると偽って現金を着服していたことが判明した。
発 生 期 間	平成 15 年 3 月～平成 18 年 6 月（3 年 3 か月）
被 害 金 額 等	着服累計金額：22,959,856 円（11 先） 累計金額のうち 3,449,790 円は元派遣社員が補てんしていたため、 発覚時の被害金額は 19,510,066 円（10 先）
被 害 弁 済	上記被害金額については、元派遣社員との弁済契約の締結により回収を見込んでおります。
着 服 の 経 緯	元派遣社員は、以前営業を担当していた時のお客様から、言葉巧みに通帳・払い戻し請求書を詐取するなどして、預金を着服していた。
着服金の使途	着服金は、主に衣服や装飾品などのクレジット購入の支払い、住宅ローン、消費者金融等の返済などに費消された。

2．被害者への対応等

被害に遭われたお客様には、事実関係をご説明した上で深くお詫びを申し上げ、被害金額の弁済を行っております。

また、両事件とも、すでに所轄の警察署に事件の概要についてお知らせしており、監督官庁にも届け出ております。

3．人事処分

元行員は懲戒解雇処分といたしました。元派遣社員は退職しております。

関係者については、事件を重く受けとめ、両事件あわせて、営業店管理者 11 名、本部関係者 8 名、加えて役員 6 名の処分を行っております。

4．再発防止策

当行は、平成 18 年 1 月に業務改善計画を策定し、全行をあげて法令等遵守態勢の確立に取り組んでおります。その履行中に発生いたしました今回の事件を重く受けとめ、引き続き経営陣の率先垂範の下、業務改善計画の速やかかつ着実な履行による再発防止に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先	広 報 部 長 重藤 0 9 2 - 4 6 1 - 1 8 6 9
	経 営 管 理 部 長 石田 0 9 2 - 4 6 1 - 1 7 7 9